

大仙市の下水道等使用料 (R6. 4 月～)

○従量制使用料 (使用水量で使用料を算出。消費税を含む。)

基本使用料の額	下水道使用料の額	
	従量水量	従量使用料
1,540 円 ※市町村設置型合併 処理浄化槽の方は 1,210 円	11～30 m ³	168 円
	31～50 m ³	178 円
	51～100 m ³	210 円
	101 m ³ ～	242 円

◇ 1 ヶ月あたり 35 mm を使用した場合
基本使用料 (10 m³ まで) 1,540 円
従量水量 (11～30 m³) 168 円 × 20 m³ 3,360 円
従量水量 (31～35 m³) 178 円 × 5 m³ 890 円
下水道使用料は 5,790 円

○メーター使用料

市の委託工事で従量制メーターを設置した場合や下水道減算メーターを設置した場合に以下の使用料を加算します。

メーター口径	使用料
13 mm	133 円
20 mm	144 円
25 mm	150 円
30 mm	231 円
40 mm	251 円
50 mm	425 円
75 mm	946 円

◇ 1 ヶ月あたり 35 m³ を使用し、かつ 13 mm の減算メーターを設置し、その使用量が 3 m³ の場合 → 使用水量は 32 m³

基本使用料 (10 m³ まで) 1,540 円
従量水量 (11～30 m³) 168 円 × 20 m³ 3,360 円
従量水量 (31～32 m³) 178 円 × 2 m³ 356 円
減算メーター (13 mm) 133 円
下水道使用料は 5,389 円

※減算メーターは屋外で使用するなどの用途で下水道に流れない水量を計測するために設置するメーターです。
※メーターは貸出ししますが、工事費用は自己負担となります。

○認定水量 (世帯人数・処理換算人数で使用料を算出。消費税を含む。)

漏水等の理由から、従量制メーターが設置できない方の使用料は下記のとおりです。

基本使用料の額	世帯人数	認定水量	下水道使用料
1,540 円 (1 人)	2 人	20 m ³	3,220 円
	3 人	23 m ³	3,724 円
	⋮	以降、1 人につき、 3 m ³ ずつ加算	従量制使用料に 対応する